平成２７年（フ）第７２号
愛媛県新居浜市新須賀町３丁目４―48　若葉荘１号、住民票上の住所愛媛県新居浜市大生院64番地の40
債務者　板橋　　勉
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７３号
愛媛県新居浜市泉宮町３番2044号、前住所高知県高知市大津乙1058番地４北浦ハイツ302号、前々住所新居浜市港町19―35フォブール港町101号
債務者　野間久美子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７４号
愛媛県西条市新町211番地　新町１棟103号
債務者　豊嶋　千晴
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１１号
愛媛県今治市小泉３丁目４番20号　ロイヤルシティマンション203号、前住所岡山県倉敷市福田町古新田745番地１
債務者　佐伯　晃大
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１３４号
大分市雄城台住宅地13番２、住民票上の住所山口県下関市東大和町１丁目３番１―1402号エバーライフグランポート下関駅南壱番館
債務者　荒巻　真弥
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０５号
大分市明野西１丁目８番ＭＲＲ３―506号
債務者　武田　希美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８号
宮崎市大橋１丁目26番地　山田ビル403号
債務者　野母　太門
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６１号
宮崎市大字島之内2238番地　ブランシェ・住吉Ｂ棟102号
債務者　川口ひろみ
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７５号
宮崎市月見ケ丘５丁目１番１―１号　フォンテ月見ケ丘壱番館102号
債務者　臼井　尚美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４９号
宮崎県延岡市中島町３丁目374番地３　共栄アパート102
債務者　松下　佳道
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市真砂町70番12号　森山ビル４Ｆ
債務者　武田　健作
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
秋田市外旭川字鳥谷場261番地、住民票上の住所秋田市将軍野南５丁目10番14号
債務者　越中谷浩一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７号
石川県羽咋郡志賀町富来領家町ホの３番地２
債務者　岡田きみ江
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１２１号
兵庫県伊丹市中野東２丁目275番地２　ヴィラソレアーダ中野Ｂ102号
債務者　長尾　初江（旧姓西里）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
兵庫県伊丹市行基町３丁目151番地　グリーンマンション303号、前住所兵庫県伊丹市平松４丁目３番４―202号
債務者　北山　美和
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
神戸市西区竜が岡４丁目20番地の７
債務者　中村光江こと　長田　光江
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係